

令和6年第2回玉名市農業委員会総会議事録

令和6年2月5日（月）午後2時 玉名市役所 第2委員会室

1. 本日の出席農業委員は、次のとおりである。

1 番	下川 安	2 番	高田 優子	3 番	村上 孝夫	4 番	岡田 正治
5 番	坂本 正敏	6 番	土田 健一	7 番	田端 末雄	8 番	本田 多美子
9 番	岡村 栄一	10 番	澤村 哲志	11 番	木村 昌治	12 番	西本 賢二郎
13 番	中島 浩輔	14 番	徳井 勝美	16 番	高島 尚	17 番	中山 一久
18 番	田上 靖晃	19 番	丸山 和則				

2. 本日の欠席農業委員は、次のとおりである。

15 番 境 浩之

3. 本日の出席農地利用最適化推進委員は、次のとおりである。

推 1	水本 信之	推 2	梅田 政次郎	推 3	田中 正通	推 4	小山 包昭
推 5	安田 謙二	推 7	船津 和利	推 8	上田 龍介	推 9	平野 雅久
推 10	嶋田 裕一	推 11	柴尾 覚	推 12	高本 昌揮	推 13	宮永 義一
推 15	大家 泉	推 16	園田 勝義	推 17	永田 眞一	推 18	後藤 雄一
推 19	坂門 聡一						

4. 本日の欠席農地利用最適化推進委員は、次のとおりである。

推 6 縄田 伊知郎 推 14 東 直幸

5. 説明のために出席した職員は、次のとおりである。

局長 二階堂正一郎 次長 西山 美和 係長 園木 俊範 主任 大原 三和
会計年度任用職員 小山久美子

6. 議事参与が制限された委員数は、次のとおりである。

0名

議 題

第 6 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
第 7 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
第 8 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
第 9 号 農用地利用集積計画の決定について
第 10 号 農用地利用集積等促進計画の意見決定について

報 告

第 5 号 農地の賃貸借及び使用貸借解約通知書について（18条）
第 6 号 許可不要転用届について

1. 開 会

○事務局長（二階堂正一郎君） 皆さん、こんにちは。定刻となりましたので総会を始めたいと思います。

本日は傍聴の方が来られておりますので、個人情報等に関してお名前等の御発言がないようによろしくお願いいたします。

それでは、本日は農業委員総数19名のうち境委員から欠席の届け出があっており、18名の御出席でございます。

また、最適化推進委員19名のうち、縄田委員から欠席の届けがあっており、18名の御出席でございます。

玉名市農業委員会会議規則第7条の規定により会議は成立しておりますので、ただいまから、令和6年第2回玉名市農業委員会総会を開会いたします。

-----○-----

2. 会長挨拶

○事務局長（二階堂正一郎君） まず下川会長より御挨拶をいただきまして、引き続き、会議規則第5条の規定により議長をお願いし、議事の進行をお願いいたします。

○会長（下川 安君） 皆さん、こんにちは。今日は農業委員総会ということで、御出席ありがとうございます。

2月になりまして立春も過ぎましたが、まだ寒い日があるかもしれませんので、皆さん体調には気をつけていただきますようよろしくお願いいたします。

それから、コロナとインフルエンザが流行っているらしいです。10波かなんかという、増加しているというようなテレビ放送もあっていますので、そのへんのところもよろしくお願いいたします。

あと能登半島の地震から約1カ月経ちましたが、連日テレビ等で放送がされております。寒さとか断水とかで今は本当に厳しい状況で、再建という形になるというのかという思うぐらいの大変な状況です。

前回のときに私たちで何かできないかなあというお話をさせていただきました。委員会として義援金についてということでお話をしましたが、個人的にされているか、また協議会とか団体等でされている方もいらっしゃるかもしれませんが、一応農業委員会の互助会として、1カ月分の会費を義援金として支援したいと思っていますので、御理解をよろしくお願いいたします。よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）ではすみません、よろしくお願いいたします。

それから、先日八代のほうで、熊本県の農業委員会の都市会議というのがありました。14市が集まって、いろんな議題を持ってそのような会議があったんですけども、その中で、目標地図のみんなの取り組み状況はどがんですかというような

そういう議題も出ていました。皆さんの内容からすると、ほとんど他市も玉名市とあんまり変わらないぐらいの状況だということ、取り組みがですね。玉名のほうも今、9つかなんかの地区で座談会が終わって、あと4つぐらい残っているというようなことです。今からそういう座談会があると思いますので、皆さん方、よろしく願いまして、今日の議題のほうに入りたいと思います。

よろしくお願いします。

-----○-----

3. 議事録署名委員指名

○議長（下川 安君） それでは、早速議事に入りたいと思います。

本日は、議第6号から10号までの74件の議案の審議、それから、報告が5号から6号まで39件の報告があります。皆さん方の慎重なる御審議をどうぞよろしくお願いいたします。

本日の議事録署名者は、委員番号13番の中島浩輔委員と14番の徳井勝美委員をお願いいたします。

なお、発言される場合は、委員番号、氏名を述べた上で発言をいただきますようよろしくお願いします。併せて、採決の際には議決権のある農業委員のみの挙手をお願いいたします。

-----○-----

4. 議 事

○議長（下川 安君） それでは、はじめに、議第6号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。件数は4件です。

それでは、事務局より説明をお願いします。

○事務局長（二階堂正一郎君） 議案の1ページをお願いいたします。

議第6号農地法第3条の規定による許可申請について。農地法第3条第1項の規定による下記農地の所有権移転及び使用収益権設定許可申請について許可するものとする。令和6年2月5日提出、玉名市農業委員会会長、下川 安。

1番、大阪府と伊倉の申請人で、伊倉南方の田79㎡外1筆、計418㎡を労力不足と経営拡張のため売買による所有権移転をするものです。

2番、伊倉の申請人で、伊倉北方の田1,618㎡を労力不足と相手方の要望のため売買による所有権移転をするものです。

3番、玉名の申請人で、玉名の田436㎡を相手方の要望と収用事業に伴う代替地取得のため売買による所有権移転をするものです。

4番、玉名の申請人で、玉名の田499㎡外1筆、計1,499㎡を相手方の要望と収用事業に伴う代替地取得のため売買による所有権移転をするものです。

以上4件、合計3,971㎡につきまして、農地法第3条第2項各号の禁止規定から申請内容を審査し、取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係も問題ないことから、許可要件の全てを満たしているものと判断し、御提案しております。

また、2月1日に地元委員同道の上、現地調査も行っております。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（下川 安君） それでは、事務局の説明が終わりましたので、受付番号1番から順に委員の説明をお願いいたします。

連続して説明をされる場合は続けてよろしく申し上げます。

それでは1番をお願いします。

○7番（田端末雄君） 農業委員7番、田端です。1番の案件について説明します。

申請地は伊倉のJAみかん選果場より北東に約100mぐらい行ったところの農地418㎡です。譲渡人は県外在住で労力不足で、譲受人は隣接してガラスハウスを所有しており、経営拡張です。

2月1日に現地調査を行いました、特に問題ないと思います。審議のほどよろしく申し上げます。以上です。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして、2番をお願いいたします。

○推5番（安田謙二君） 推進委員番号5番、安田です。2番の案件について説明します。

譲渡人は労力不足、それから譲受人は相手方の要望と規模拡大等も行っており、特に問題ないかと思います。

よろしく申し上げます。以上です。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして、3番、4番は同じ委員さんですので続けてよろしく申し上げます。

○9番（岡村栄一君） 農業委員9番、岡村です。3番と4番の案件の説明いたします。

申請地は県北病院の西前の田んぼ2反あまり、譲渡人は相手方の要望、譲受人は収用事業の代替地として取得、何ら問題ないと思いますけど、県北病院の北側に菊池川堤防より国の防災基地の代替地としての交換となりますので、よろしく申し上げます。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。3条の申請4件について委員の説明が終わりましたが、皆さんのほうから何か御意見、御質問はございませんでしょうか。

はい本田委員、どうぞ。

○8番（本田多美子君） 農業委員8番、本田です。さらっといきなっただけけん私よおと理解のみ込めんだっただけけんすみません。この収用事業に伴う代替地取得等、この金額とその代替地取得ということの詳しい説明をしていただけませんか。

○9番（岡村栄一君） 国の防災の基地として、県北病院の北側の堤防沿いに3町あまりのあれを、私も知りません。防災基地というだけで、田んぼを3町ばかりで、それは市役所が知っと思う。その代替地としての病院の前の金額で、その値段で代えだからこういう値段が出ています。それだけです。あとは市役所に聞いてください、防災基地は。（「事務局から詳しい説明をお願いします」と呼ぶ者あり）（「すみません、お願いします。ありがとうございました」と呼ぶ者あり）

○事務局次長（西山美和君） 事務局、西山です。玉名の堤防沿いにですね、国の事業として防災センターが建設されるんですけれども、譲受人の農地がここにあり、その土地を収用されることによってですね、この方は代替地のほうが欲しいということで、国がこの土地を探されて取得に至っています。金額に対してはその収用される金額での代え費の金額になっていますので、よろしくお願いします。

○9番（岡村栄一君） この防災基地は現地確認というとはあつとだろか。もう売買の決まっとるごたるばってんが、まだ私は現地確認したことはなかけん。

○係長（園木俊範君） 事務局の園木です。防災センターにつきましては、許可不要ですけれども、先月ですかね、天水の消防署の建て替えの場合も許可不要転用届出でしているんですけれども、その場合も現地調査はしておりますので、今回あがってきた場合もですね、地元の委員と推進委員で現地の確認をさせていただきたいと思っています。以上です。

○議長（下川 安君） はい、よろしいですか。ほかにございませんか。

（なしの声）

○議長（下川 安君） ほかになければ採決に移りたいと思います。

議第6号農地法第3条の規定による許可申請4件につきまして、原案のとおり許可することに異議のない方は挙手をよろしくお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。採決の結果、異議なしと認め、議第6号につきましては、許可することに決定いたしました。

続きまして、議第7号農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。件数は1件です。

それでは事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長（二階堂正一郎君） 3ページをお願いいたします。

議第7号農地法第4条の規定による農地の許可申請について。農地法第4条第1項の規定による下記農地の転用許可申請について意見決定するものとする。令和6年2月5日提出、玉名市農業委員会会長、下川 安。

1番、申請物件が中尾の畑で1,216㎡、転用目的は宅地分譲3区画です。農地区分は、都市計画法に規定する用途地域内の農地で、第3種農地と判断しております。

以上1件、1,216㎡につきまして、申請内容を農地転用許可基準全ての項目ごとに適合するか審査した結果、いずれも不都合のないものと判断し、御提案しております。

また2月1日に地元委員同道の上、現地調査も行っております。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（下川 安君） 事務局の説明が終わりましたので、受付番号1番につきまして、担当委員の説明をよろしくお願いいたします。

○3番（村上孝夫君） 農業委員3番、村上です。1番の案件について説明します。

申請地は玉名中の側にあります。転用面積は1,216㎡、宅地分譲3区画分です。給排水計画において、上水道を利用、汚水は玉名市公共下水道を利用し、雨水は地下浸透とする。万が一被害が生じた場合は、申請人が責任をもって解決いたします。

以上、調査した結果、何ら問題ないと思います。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

委員の説明が終わりましたが、皆さんから何か御意見、御質問はございませんでしょうか。

（なしの声）

○議長（下川 安君） 御意見、御質問がなければ採決に移りたいと思います。

議第7号農地法第4条の規定による許可申請1件について、原案どおり許可することに異議のない方は、挙手をよろしくお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。採決の結果、異議なしと認め、議第7号につきましては、許可することに決定いたしました。

続きまして、議第8号農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。件数は5件です。なお、3番につきましては顛末書の添付がありますので、委員の説明の前に事務局担当者が読み上げます。

それでは事務局より説明をお願いします。

○事務局長（二階堂正一郎君） 4 ページをお願いいたします。

議第8号農地法第5条の規定による農地の許可申請について。農地法第5条第1項の規定による下記農地の転用許可申請について意見決定するものとする。令和6年2月5日提出、玉名市農業委員会会長、下川 安。

1 番、申請物件が六田の田272㎡で、転用目的は個人住宅です。農地区分は、都市計画法に規定する用途地域内の農地で、第3種農地と判断しております。

2 番、申請物件が中尾の田1,155㎡外1筆、2,359㎡です。転用目的は宅地分譲です。農地区分は、都市計画法に規定する用途地域内の農地で、第3種農地と判断しております。

3 番、申請物件が北坂門田の畑、現況宅地80㎡で、転用目的は農業用倉庫です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

5 ページをお願いします。

4 番、申請物件が岱明町扇崎の田86㎡で、転用目的は駐車場です。農地区分は、概ね10ha以上の一団の農地内に所在する農地で、第1種農地と判断しております。第1種農地は原則不許可となるところですが、申請地の周辺において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で、集落接続して設置されるものであり、例外的に許可は可能となっております。

5 番、申請物件が岱明町扇崎の田76㎡で、転用目的は農業用の道路です。農地区分は、概ね10ha以上の一団の農地内に所在する農地で、第1種農地と判断しております。第1種農地は原則不許可となるところですが、申請地の周辺において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で、集落接続して設置されるものであり、例外的に許可は可能となっております。

以上5件、合計2,873㎡につきまして、申請内容を農地転用許可基準全ての項目ごとに適合するか審査した結果、いずれも不都合のないものと判断し、御提案しております。

また、2月1日に地元委員同道の上、現地調査を行っております。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（下川 安君） 事務局の説明が終わりましたので、受付番号1番から委員の説明をよろしくお願いいたします。

それでは、1番をお願いいたします。

○推1番（水本信之君） 推進委員1番、水本です。1番の案件について御説明します。

申請地はスーパーの南側250mぐらい、転用目的は個人住宅、転用面積は272㎡、木造2階建て70.38㎡が宅地の部分です。駐車スペース、回転スペース

が87.66㎡、庭その他は63.96㎡、給排水計画、給水は南側道路の市上水道から給水、生活雑排水は南側道路に埋設された市下水道に排出、雨水は浸透枡で濾過し、南側道路側溝へ排出する。東側、北側は住宅、西側は農地、南側は道路、申請地は道路より低いため、西側の農地との境にはブロックを設置し、土砂の流出のないように道路の高さまで50cmぐらい盛土を行う。万が一被害が発生した場合は、転用者は責任をもって対処する。

現地調査の結果、問題ないと判断します。御審議のほどよろしく願います。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして、2番をお願いいたします。

○3番（村上孝夫君） 農業委員3番、村上です。2番の案件について説明します。

申請地は、築山小学校から境川を500m下ったところにあります。転用面積は2,359㎡、宅地分譲8区画です。給排水計画は上水管より宅内引き込みを行います。雨水、生活雑排水、汚水等それぞれの処理をします。事業用施設内道路側溝に集水して浸透枡を設置し、事業地内にて処理する。生活雑排水は下水道管に接続放流、汚水は下水道管に接続放流、被害防除として、東側は宅地であり、振動・騒音のため作業方法は日中のみ行う。被害が発生した場合、申請人において対処するとのことでした。

現地調査をした結果、以上何ら問題ないと思います。御審議のほどよろしく願います。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして、3番ですけれども3番には顛末書が出ていますので、事務局担当者が読み上げます。

○係長（園木俊範君） — 3番の案件について顛末書朗読 —

○議長（下川 安君） はい、ただいま受付番号3番の顛末書が読み上げられましたので、3番から順次委員の説明をよろしく願います。

それでは3番をお願いいたします。

○8番（本田多美子君） 農業委員8番、本田です。3番の案件について説明します。

申請地は旧玉名市のごみ焼却場が建っていたところより南東へ1kmほど坂道を上ったところの場所です。先ほど事務局から顛末書が読み上げられたとおり、申請地は既に農業用倉庫が建っています。申請地は狭く形状が悪く生産性の低い農地であったため、隣地に居住する譲受人の祖父が使用貸借により借り受けて倉庫を建築したものです。今回相手方の要望もあり、倉庫の維持管理、利用するため譲り受けるものです。雨水については自然浸透式とし、余り水は隣接の市道側溝に排水されています。万が一問題が発生した場合には、申請人が責任をもって対処するとのこと

でした。

以上、現地調査した結果、特に問題ないと思いますので、御審査のほどよろしく
お願いします。以上です。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして、受付番号4番をお願いいたします。

○推13番（宮永義一君） 推進委員13番、宮永です。4番の案件について御説明い
たします。

目的は敷地を拡張して駐車場にすることです。申請地は鍋小学校前の市道を西側
に400m行き、その右側のところす。敷地が狭く自家用車が2台しか止められ
ないで、お客様があった場合は路上駐車をすることになるので、このため隣地農地
の面積86㎡を土地の所有者に譲ってもらうように仲介不動産を通して確保ができ
ました。駐車場は砂利を敷くそうです。排水、給水は生じません。雨水は自然浸透
です。

現地調査をした結果、問題ないと思いますので、審議のほどよろしくお願いま
す。以上。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして、5番をお願いいたします。

○14番（徳井勝美君） 14番農業委員、徳井です。5番の案件について説明します。

土地の所在地は岱明町扇崎字野中、現況は畑です。利用状況は休耕地、面積は7
6㎡です。転用の目的、農業用道路、理由、譲受人の所有農地への通路として確保
するためです。土地選定の理由、現在道路として使っている幅が2m程度の広さの
ため、隣接農地が宅地として分譲されると聞き、不動産業者の仲介により譲り受け
ることになったということです。転用面積76㎡、給排水計画はありません。排水
処理は、雨水、敷地内自然浸透です。被害防除計画は、砂利、碎石を敷く程度で済
みます。完成後は、万が一周辺農地に被害が発生したときは、申請者が責任をもっ
て解決するとのことです。現地調査の結果、問題なく許可相当と思います。

よろしくお願います。以上です。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。5条申請につきまして5件、
委員の説明が終わりましたので、皆さんから御意見、御質問はございませんでし
ょうか。

（なしの声）

○議長（下川 安君） 御意見、御質問がなければ採決に移りたいと思います。

議第8号農地法第5条の規定による許可申請5件につきまして、原案どおり許可
することに異議のない方は、挙手をよろしくお願いたします。

(全員 挙手)

○議長(下川 安君) はい、ありがとうございました。採決の結果、異議なしと認め、議第8号につきましては、許可することに決定いたしました。

続きまして、議第9号農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。件数は52件です。

事務局より説明をお願いします。

○事務局長(二階堂正一郎君) 6ページをお願いいたします。

議第9号農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について、次のとおり決定する。令和6年2月5日提出、玉名市農業委員会会長、下川 安。

7ページから8ページまでの総括表と9ページから14ページまでの集計表のとおりに、玉名市長より意見を求められております。

今回は所有権移転が12件、36,786㎡、利用権設定が40件、138,848.59㎡、総合計が52件で、すみません、ちょっとここは訂正をお願いします。175,635㎡になっておりますけれども、実際は175,634.59㎡の集積で、いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断し、御提案しております。

よろしく御審議をお願いします。

○議長(下川 安君) ただいま議第9号農用地利用集積計画の説明がありましたけれども、皆さんから何か御質問、御意見はございませんでしょうか。

(なしの声)

○議長(下川 安君) なければ採決に移りたいと思います。

議第9号農用地利用集積計画の決定52件につきまして、原案どおり決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

(全員 挙手)

○議長(下川 安君) はい、ありがとうございました。採決の結果、異議なしと認め、議第9号につきましては、原案どおり決定いたしました。

続きまして、議第10号農用地利用集積等促進計画の意見決定についてを議題といたします。件数は1件です。

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長(二階堂正一郎君) 15ページをお願いいたします。

議第10号農用地利用集積等促進計画の意見決定について。農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画に対する意見について、次のとおり決定する。令和6年2月5日提出、玉名市農業委員会会

長、下川 安。

16ページの集計表のとおり玉名市長より意見を求められております。今回は賃借権設定が1件の4,081㎡、合計1件、4,081㎡の集積で、いずれも農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の各要件を満たしているものと判断し、御提案しております。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（下川 安君） 事務局の説明が終わりましたが、皆さんから御意見、御質問はございませんでしょうか。

（なしの声）

○議長（下川 安君） 御意見、御質問がなければ採決に移りたいと思います。

議第10号農用地利用集積等促進計画の意見決定1件につきまして、原案どおり意見決定することに異議のない方は挙手をよろしくをお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。採決の結果、異議なしと認め、議第10号につきましては、原案どおり意見決定いたしました。

-----○-----

5. 報 告

○議長（下川 安君） 続きまして、報告に移ります。報告第5号農地の賃貸借及び使用貸借解約通知書について、報告第6号許可不要転用届についての39件を事務局より併せて報告いたします。

○事務局長（二階堂正一郎君） 17ページをお願いいたします。

報告第5号農地の賃貸借及び使用貸借解約通知書について。農地法第18条第6項の規定による合意解約及び農地使用貸借解約が成立した旨の通知を受理したので報告いたします。令和6年2月5日提出、玉名市農業委員会会長、下川 安。

今回17ページから25ページまでの38件、合計118,814.71㎡の解約通知を受理しております。

続きまして、26ページをお願いいたします。

報告第6号許可不要転用届について。下記のとおり許可不要転用届を受理したので報告します。令和6年2月5日提出、玉名市農業委員会会長、下川 安。

今回は1件の計85㎡の届出を受理しております。

以上で報告を終わります。

-----○-----

6. 閉 会

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

これで本日予定の議案の審議と報告が終わりましたので、これをもちまして令和
6年第2回農業委員会総会を閉会いたします。

—————○—————

閉 会 午後2時35分

以上のとおり、会議の次第を記載し、その相違ないことを証するためここに署名捺印する。

令和6年2月5日

玉名市農業委員会会長

下川 安

農 業 委 員

中島 浩輔

農 業 委 員

徳井 勝美